

# 平成27年第2回羽村・瑞穂地区学校給食組合 議会（臨時会）会議録

平成27年 5月26日（火）午後2時00分より、平成27年第2回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（臨時会）を羽村・瑞穂地区第2学校給食センター会議室に招集した。

## 1. 出席議員 6名

1番	山崎 栄	2番	村山 正利
3番	高田 和登	4番	浜中 順
5番	水野 義裕	6番	森 亘

## 2. 欠席議員 0名

## 3. 出席者

管理者	並木 心	副管理者	石塚 幸右衛門
会計管理者	小林 健朗	教育長	桜沢 修
事務局長	小机 良博	給食課長	桶田 潔
庶務係長	数野 貢一	管理給食係長	橋本 正志
庶務係	瀧島 淳介		

## 4. 本日の日程は、次のとおりである。

### 議事日程（第1号）

- 日程第1 仮議席の指定について
- 日程第2 選挙第1号 議長選挙について

### 議事日程（第1号の追加1）

- 日程第1 議席の指定について
- 日程第2 選挙第2号 副議長選挙について
- 日程第3 会議録署名議員の指名について
- 日程第4 会期の決定について
- 日程第5 議案第9号 専決処分の承認を求めることについて（羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 議案第10号 監査委員の選任について
- 日程第7 議員派遣について

開会時刻 午後2時00分

○事務局長（小机良博） では、本議会は一般選挙後、最初の議会でございます。

議長が選挙されるまでの間は、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が臨時議長の職務を行うことになっております。出席議員中、水野義裕議員が最年長者でありますので、臨時議長をお願いいたします。

○臨時議長（水野義裕） 改めまして、皆さん、こんにちは。

選挙後、最初の議会ですので、議長が選出されるまでの間、法第107条の規定によって、年長議員が臨時議長の職務を行うことになっておりまして、私が最年長でございますので、臨時議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

地方自治法第107条の規定によりまして、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を務めさせていただきます。

ただいまの出席議員は6名です。定足数に達しておりますので、これより平成27年第2回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（臨時会）を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

臨時議長において行う議事日程は、お手元に配付してあります議事日程（第1号）のとおりです。

日程第1、「仮議席の指定について」の件を議題といたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

日程第2、選挙第1号「議長の選挙について」の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（水野義裕） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

これより指名推選の発言を許します。3番高田和登議員。

○3番（高田和登） 瑞穂町から選出されている村山正利議員を議長に推選いたします。

○臨時議長（水野義裕） 村山議員の推選の発言がございました。ほかにご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（水野義裕） それでは、お諮りいたします。ただいま、高田和登議員から指名推選がありました村山議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（水野義裕） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いただきました村山正利議員が議長に当選いたしましたので、会議規則第26条の規定により、本席より当選の旨を告知いたします。

それでは、村山正利議員から議長当選の承諾及びご挨拶をお願いいたします。

○議長（村山正利）。　ただいま議長にご指名を受けました瑞穂町選出議員の村山正利でございます。

ただいまの議長選挙におかれましては、議員各位の温かいご配慮によりまして、羽村・瑞穂地区学校給食組合議会議長に就任することになりました。大変身に余る光栄でございます、ここに謹んでありがたくお受けいたします。

羽村・瑞穂地区学校給食の向上のため、誠心誠意、公正を基として議会運営に当たり、微力ではございますが、専心努力する所存でございます。

結びになりますが、皆様のご尽力とご協力を心からお願い申し上げまして、簡単ではございますが、就任に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○臨時議長（水野義裕）　以上で挨拶は終わりました。

これで臨時議長の職務は終了いたします。ご協力ありがとうございました。

○議長（村山正利）　それでは、引き続き会議を進めます。

管理者から発言の申し出がございますので、これを許します。並木管理者。

○管理者（並木　心）　改めまして、皆様、こんにちは。

ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、平成27年第2回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（臨時会）をお願い申し上げましたところ、公私ともにご多用の中、議員各位のご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

今回の臨時会は、先般行われました統一地方選挙を受けまして、瑞穂町、羽村市の議員の皆様が改選され、新たな顔ぶれの中においてお願いしてお集まりいただいたところでございます。今回の選挙を通じてそれぞれの町民、市民の皆様のご支援を受けられ、見事にご当選をされました皆様方に心からお祝いを申し上げます。おめでとうございます。

そして、また、それぞれの議会におきまして選出され、当組合の議会の議員をお願いすることになりました。6人中4人の方が新人の議員さんということでございます。どうぞよろしく願いいたします。私たち執行部また教育委員会も新たな気持ちで取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

さて、組合の状況でございますけれども、本日の学校給食組合の現在の豊かな食糧時代を背景に、栄養バランスのとれた多様な食事を提供することにより、体力の向上と健康の維持、増進を図る一方、児童・生徒のよりよい食習慣や食生活を身につけさせることで、日本のすばらしい食文化を次代へと継承していく役割も求められております。

当組合におきましても、学校給食の理念を踏まえ、さらなる給食業務の充実を図るため、鋭意努力してまいりたいと考えております。

さて、本日、ご提案を申し上げます議案でございますが、専決処分の承認案件1件、人事案件1件、合わせて2件の議案でございます。いずれも重要な議案でございますので、よろしく審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い

申し上げます。

- 議長（村山正利） ありがとうございます。以上で管理者の発言は終わりました。

ここで、その場で暫時休憩いたします。

午後2時11分 休憩

午後2時12分 再開

- 議長（村山正利） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

この際、日程の追加について申し上げます。

本日の議事日程（第1号）に、ただいまお手元に配付いたしました〔第1号の追加1〕を追加いたします。

これより、追加日程に入ります。

日程第1、「議席の指定について」の件を議題といたします。

議席は、組合議会会議規則第3条の規定に基づき、議長より指名いたします。

議席は、ただいまご着席の議席といたします。1番 山崎 栄議員、2番 私、村山正利、3番 高田和登議員、4番 浜中 順議員、5番 水野義裕議員、6番 森 亘議員、以上のおり議席を指定いたしました。

次に、日程第2、選挙第2号「副議長選挙について」の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選の方法によって行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（村山正利） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。被選挙人の指名方法につきましては、議長において指名することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（村山正利） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、副議長に水野義裕議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました水野義裕議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（村山正利） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました水野義裕議員が副議長に当選されました。会議規則第26条の規定に基づき、本席から当選の告知をいたします。

当選されました副議長水野義裕議員から、ご挨拶をお願いいたします。

- 副議長（水野義裕） 副議長にご指名をいただきました。村山議長を補佐して、給食組合議会の健全な運営に努力をするつもりでありますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（村山正利） 以上で副議長の挨拶は終わりました。

次に、日程第3、「会議録署名議員の指名について」の件を議題といたします。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第72条の規定に基づき、1番 山崎 栄議員、及び3番 高田和登議員を指名いたします。

次に、日程第4、「会期の決定について」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山正利） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

次に、日程第5、議案第9号「専決処分の承認を求めることについて（羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」の件を議題といたします。

提案者であります並木管理者また小机事務局長から提案の説明を求めます。並木管理者。

○管理者（並木 心） それでは、議案第9号「専決処分の承認を求めることについて（羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」につきましてご説明いたします。

本案は、平成26年の東京都人事委員会勧告を勘案し、本年4月より給与改定を実施することとした構成市町の動向に合わせ、「羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例」の一部を改正する必要性が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分とさせていただきます。このことから、同法第179条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めます。

構成市町におきましては、平成27年3月の議会定例会において、都人事委員会勧告に準じ、平成27年4月から給与月額等の水準を引き下げるとともに、係長職と課長補佐職の給料表を廃止し、新たな監督職としての職務の級を新設するよう給与条例の一部改正を行いました。

当組合の職員給与につきましては、これまで羽村市の給料表や給与制度に準じて運用してきておりますことから、羽村市と同様の改正を行ったものであります。

また、期末勤勉手当の支給についても、羽村市の制度に準じ、3月の期末手当の支給を廃止し、6月及び12月における期末勤勉手当の支給月数を見直ししようとするものであります。

なお、この条例は、平成27年4月1日から施行したものであります。

細部につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（村山正利） 事務局長。

○事務局長（小机良博） 議案第9号「専決処分の承認を求めることについて

(羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)」の細部につきましてご説明いたします。

お手元に配付いたしました議案資料、議案第9号「専決処分の承認を求めることについて(羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)」の新旧対照表の1ページ目をごらんください。

まず、第22条の期末手当の改定でございます。

第1項では、3月の期末手当の廃止に伴い、3月支給の基準日である「3月1日」を削るものです。

第2項では、一般職員の3月の期末手当の支給月数である「0.55月」を削り、6月の支給月数を「1.15月」から。

○議長(村山正利) その場で暫時休憩します。

午後2時30分 休憩

午後2時31分 再開

○議長(村山正利) 休憩前に引き続きまして、事務局長の説明を求めます。

○事務局長(小机良博) 第2項では、一般職員の3月の期末手当の支給月数である「0.55月」を削り、6月の支給月数を「1.15月」から「1.2月」に、12月の支給月数を「1.25月」から「1.4月」に引き上げるものがあります。

次に、2ページ目をごらんください。期末手当は、基準日以前の在職期間により支給割合が規定されていることから、3月1日の基準日を削ったことに合わせて、3月支給にかかる在職期間の区分を削っております。

次に、第4項ですが、再任用職員の期末手当の支給月数を第2項の読み替えにより規定してありまして、3月の期末手当の支給月数である「0.25月」を削り、6月の支給月数を「0.6月」から「0.625月」に、12月の期末手当を「0.8月」から「0.825月」に引き上げるものであります。

続きまして、3ページ目をごらんください。

第23条の勤勉手当の改定でございますが、第2項では、6月及び12月の支給月数をそれぞれ「0.625月」から「0.8月」に引き上げるものであります。

次に、第3項ですが、再任用職員の勤勉手当の支給月数を第2項の読み替えにより規定してありまして、6月支給月数を「0.25月」から「0.375月」に、12月の支給月数を「0.3月」から「0.375月」に引き上げるものであります。

次に、第24条の昇給及び扶養手当に関する規定の適用除外の条項では、後ほどご説明いたしますが、一般職給料表(1)が「6級制」から「5級制」に職務の級が一つ少なくなることに伴い文言の整理を行ったものです。

次に、給料表の改定についてご説明いたします。議案の3ページをごらんください。

3ページの改正の下段のほうになりますが、別表第1及び別表第2を別記の

ように改めると規定し、給料表の別表第1、第2をそれぞれ改定させていただこうというものであります。

議案5ページをごらんください。このページ以降が改定させていただく新たな別表第1及び第2の給料表でございますが、この給料表は東京都の給料表と同様となっております。

まず、別表第1の一般職給料表(1)は一般行政職の職員に適用するもので、1級が主事、2級が主任、3級が係長、4級が課長、5級が部長職となっております。この表の3級については、改正前の給料表の3級の係長の職務の級と4級の課長補佐の職務の級を廃止し、新たに設置した新3級であり、係長職と課長補佐職が適用を受ける級となります。よって、給料表全体としては6級制から5級制の給料表となり、この改正に合わせ、課長補佐職を廃止することとし、階層を簡素化しております。

なお、表上の改定率はマイナス1.77%となっております。

次に、議案の9ページをごらんください。

9ページから14ページまでが別表第2の一般職給料表(2)でございます。技能労務職の職員に適用するもので、1級が主事、2級が主任、3級が統括技能主任となっております。表上の改定率はマイナス1.84%となっております。

次に、議案の3ページにお戻りいただき、付則についてご説明いたします。

第1項では、施行日に関する規定で、平成27年4月1日から施行するものであります。

第2項では、6級制から5級制に改めるための職務の級の切り替えに関する規定であります。

4ページをごらんください。

第3項は、号俸の切り替えに関する規定でありまして、給料表の改定に伴い新たな給料月額が現行の月額と同額もしくは直近下位の額になるよう号俸を切り替えようとするものです。この措置は、先ほど申し上げたとおり、別表第1の一般職給料表(1)及び別表第2の一般職給料表(2)、いずれも表上の改定率はマイナス1.77%、マイナス1.84%と大きな引き下げとなっております。今回の改正においては、東京都のように給料月額の引き下げと合わせて地域手当の支給割合の引き上げは行わないことから、号俸の切り替えにより現行の給与水準に近い水準を維持しようとするものです。

また、議案の15ページから22ページの表につきましては、付則第2項及び第3項に規定する職務の号俸の切替表でございます。

なお、今回の給与改定における実質の改定率でございますが、一般職給料表(1)の適用を受ける職員は、平均でマイナス0.34%、給料月額で申し上げますと、1,190円の減額、一般職給料表(2)の適用を受ける職員は、平均でマイナス0.01%、給料月額で申し上げますと92円の減額となり、平成27年度の人件費への影響額はマイナス38万8,000円となります。

以上をもちまして、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の細部説

明を終わらせていただきます。

○議長（村山正利） ありがとうございます。以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑がございましたら発言を許します。4番 浜中議員。

○4番（浜中 順） 羽村市の市役所の一般職員の給与改定ですが、どういう形で今回やられるのか。ちょっと冒頭聞き落したかもしれないんですけども、給料は引き下げられたんですか。それにならってのことなのか、ちょっと再確認ですけれども、よろしくお願いします。

○議長（村山正利） 事務局長。

○事務局長（小机良博） おっしゃるとおりでございます。羽村市は都表に準じて改定しておりまして、引き下げの改定となっております。当組合につきましても、羽村市の給料表を準用して、それにならって改定したものでございます。結果的には、引き下げということでございます。以上です。

○議長（村山正利） よろしいですか。

○4番（浜中 順） わかりました。

○議長（村山正利） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山正利） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより、議案第9号に対する討論を行います。

まず、原案に対しまして反対の討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山正利） 討論ありませんので、討論を終了いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第9号「専決処分の承認を求めることについて（羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」の件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山正利） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認されました。

次に、日程第6、議案第10号「監査委員の選任について」の件を議題といたします。

この際、6番 森亘議員の退席を求めます。

（6番 森 亘議員 退席）

○議長（村山正利） 提案者より提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（並木 心） 議案第10号「監査委員の選任について」につきまして、ご説明申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして、議会選出の監査委員を選任するため、議会の同意を求めるものであります。

同意を求める方の氏名は森亘氏で、住所は瑞穂町大字石畑1794番地

1 1、生年月日は昭和36年10月13日であります。任期につきましては、平成27年5月26日から平成31年4月30日までであります。

人格、識見ともに優れた方でありますので、監査委員として極めて適任であると考えております。

以上、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（村山正利） ありがとうございます。以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑がありましたら、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山正利） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。これより議案第10号に対する討論を行います。

まず、原案に反対の討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山正利） 討論ありませんので、討論を終了いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第10号「監査委員の選任について」の件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山正利） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり同意されました。

森亘議員の入場を許可いたします。

（6番 森 亘議員 着席）

○議長（村山正利） 森議員に申し上げます。議案第10号は原案のとおり同意されました。

次に、日程第7、「議員派遣について」の件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第3項及び会議規則第72条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その目的、場所、期間及び派遣議員名簿等については議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山正利） ご異議なしと認めます。よって、本件は議長に一任することに決定いたしました。ありがとうございます。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

午後2時43分 閉会